芦屋市の財政指標について(健全化判断比率等)

1 財政分析指標

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	
①経常収支比率(単年度)	102. 9% 96. 3%		96. 9%	
②財政力指数 (3か年平均)	0. 985	1. 009	1. 023	

- ①「経常収支比率」は、財政構造の弾力化を判断する指標です。
- ②「財政力指数」は、地方団体の財政力を判断する数値として用いられます。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率等の状況

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、地方公共団体の財政の健全性に関する比率(以下「健全化判断比率」という。)の公表が平成19年度から制度化され、健全化判断比率が一定以上の場合、早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、当該計画について議会の議決を受けることになります。

令和元年度決算見込値による算定結果と各比率の説明をいたします。なお、基準を超 える比率はありませんでした。

【算定結果】

(単位:%)

	平成 30	令和元	令和2	
	年度	年度	年度	
①実質赤字比率	_	_	_	
②連結実質赤字比率	_	_	_	
③実質公債費比率	10. 6	11.0	7. 4	
④将来負担比率	97. 0	85. 5	97. 7	
⑤資金不足比率	_	_	_	

早期健全化	財政再生
基準	基準
11. 25~15	20
16. 25~20	30
25	35
350	
20	

* 実質赤字比率,連結実質赤字比率の早期健全化基準は,市町村の毎年度の財政規模 に応じて変動します。

① 実質赤字比率 — (早期健全化基準12.15%)

<別表1>

- ●地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す のが「実質赤字比率」です。
- ●標準財政規模とは、自治体の標準的な収入のうち、市税や地方交付税などのように使いみちの自由な財源の規模で、自治体間の財政指標の相対的な比較ができるよう、各財政指標の計算の分母に共通して用いられます。

② 連結実質赤字比率 — (早期健全化基準17.15%)

<別表2>

●すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を 指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

③ 実質公債費比率 7.4% (早期健全化基準25%)

<別表3>

- ●借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を 示すのが「実質公債費比率」です。
- ●3か年平均の数値を用います。
- ●大きいほど財政運営が硬直的であることを意味します。
- ●準元利償還金とは、一般会計以外の特別会計で借り入れた地方債に対して一般会計が負担するために繰出金として支出した経費など、実質的な公債費(元利償還金)と変わらないものを言います。

<別表4>

- ●地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある 負担等の決算年度末における残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性 が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。
- ●公債費負担比率や経常収支比率は地方債の負担の重さをフロー (元利償還金)で測定するのに対し、本来の地方債の重さはストック (残高)で量られるべき等の考え方から導入されました。
- ●将来負担額とは、一般会計等の地方債残高のほか、公債費以外にあらかじめ後年度の債務が約束されたもの(これを債務負担行為に基づく支出予定額といいます)、特別会計や一部事務組合の地方債に対する一般会計負担見込額、職員の退職手当の負担見込額、第3セクター等の負債額等に対する一般会計負担見込額などの合計を言います。

⑤ 資金不足比率 - (早期健全化基準20%)

<別表5>

- ●公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して 指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。
- ●本市では、病院、上水道、下水道、都市再開発事業ともに資金不足比率はありません。

<別表1 実質赤字比率>



実質黒字額が生じる場合は、実質赤字比率は「一%(なし)」

		歳入決算額	歳出決算額	翌年度へ繰り越すべき財源①	翌年度へ繰り越すべき財源②	実質収支額	
一般会計	一般会計	58,272,301	56,114,040	641,184	1,192	1,515,885	(黒字)
等	公共用地取得費特別会計	246,320	160,711	0	0	85,609	(黒字)
	実質赤字(黒字)額						(黒字)
標準財政規模					24,021,604		

連結実質赤字(黒字)額

連結実質赤字比率(%)

標準財政規模

連結実質黒字額が生じる場合は、連結実質赤字比率は「一%(なし)」

		歳入決算額	歳出決算額	翌年度へ繰り越すべき 財源①	翌年度へ繰り越すべき 財源 (*説明資料6参照)		実質収支額	
一般	一般会計	58,272,301	56,114,040	641,184	1,192		1,515,885	(黒字)
会計 等	公共用地取得費特別会計	246,320	160,711	0	0		85,609	(黒字)
	国民健康保険事業特別会計	9,894,545	9,737,998	0	0		156,547	(黒字)
	介護保険事業特別会計	8,900,428	8,799,226	0	0		101,202	(黒字)
	駐車場事業特別会計	67,476	38,667	0	0		28,809	(黒字)
	後期高齢者医療事業特別会計	2,345,134	2,240,933	0	0		104,201	(黒字)
公営 事業								
· 公営 企業		歳入決算額	歳出決算額	翌年度へ繰り越すべき 財源①	土地収入見込額 (宅地造成事業のみ)	算入地方債の現在高	資金不足(剰余)額	
企来 会計	都市再開発事業特別会計	236,522	155,135	0	0	0	81,387	(資金剰余
		流動資産	流動負債	流動資産の控除額	流動負債の控除額	算入地方債の現在高	資金不足(剰余)額	
	病院事業会計	1,226,295	1,391,419	0	417,134	0	252,010	(資金剰系
	水道事業会計	1,815,824	744,314	0	265,735	0	1,337,245	(資金剰系
	下水道事業会計	1,285,739	1,162,708	0	823,269	0	946,300	(資金剰系
	連結実質赤字(黒字)額						4,609,195	(黒字)
	標準財政規模						24,021,604	

<別表3 実質公債費比率>

(1 地方債の元利償還金 + 2 準元利償還金) - (3 特定財源 + 4 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率(%) (3ヵ年平均)

5 標準財政規模 - (4 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

	30年度	R元年度	2年度
1 地方債の元利償還金(満期一括地方債の元金分, 借換債による償還分は除く)	5,452,543	4,793,600	4,298,075
2 準元利償還金	1,388,816	1,461,286	1,531,243
3 特定財源	1,827,520	1,894,018	1,917,755
4 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,171,322	2,910,906	2,666,744
5 標準財政規模	22,888,802	23,429,646	24,021,604
【計算式】(1+2-3-4)÷(5-4)×100(%)	9.34459	7.06653	5.82921
3ヵ年平均			7.4

<別表4 将来負担比率>

1 将来負担額 - (2 充当可能基金額+3 特定財源見込額+4 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率(%) =

5 標準財政規模 - (6 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)



1 将来負担額	72,902,700
2 充当可能基金額	15,028,091
3 特定財源充当見込額	15,091,747
4 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	21,904,757
5 標準財政規模	24,021,604
6 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,666,744
【計算式】(1-2-3-4)÷(5-6)×100(%)	97.7

^{*}いずれも決算年度又は、決算年度末における額。

<別表5 資金不足比率>



資金剰余額が生じる場合は、資金不足比率は「一%(なし)」

	歳入決算額	歳出決算額	翌年度へ繰り越す べき財源	土地収入見込額 (宅地造成事業の み)	算入地方債の現在高	資金不足(剰余)額	事業の規模	
都市再開発事業特別会計	236,522	155,135	0	0	0	81,387	8,419	(資金剰余)
	流動資産	流動負債	流動資産の控除額	流動負債の控除額	算入地方債の現在高	資金不足(剰余)額	事業の規模	
病院事業会計	1,226,295	1,391,419	0	417,134	0	252,010	4,917,059	(資金剰余)
水道事業会計	1,815,824	744,314	0	265,735	0	1,337,245	1,768,704	(資金剰余)
下水道事業会計	1,285,739	1,162,708	0	823,269	0	946,300	1,686,348	(資金剰余)